

次の場合、被扶養者認定（取消）申告書〔整理番号10〕に添付して提出する。
 ・扶養者を変更するとき
 ・特別認定で、認定を受けようとする共済組合員の他に扶養義務者がいるとき

県事協

扶 養 順 位 協 議 決 定 書

認定対象者について	氏 名	生年月日（和暦）
	共済 五郎	昭和 〇〇年 3 月 15 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

私どもは、上記の者を扶養するにあたって、その順位について協議の結果、

（理由） 令和〇〇年〇月〇日から同居し実際に扶養していること により

（氏名） 共済 太郎 をその第1位者に決定したことをお届けいたします。

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

令和 〇〇 年 4 月 1 日

← 認定日の基準になるので必ず記入する。

認定対象者との続柄	職 業	協 議 者 氏 名	公立学校共済組合員の場合 は組合員証番号を記入する。
長男	会社員	共済 徳太郎 共 済	
二男	教員	共済 太郎 共 済	2 3 4 5 6 7
長女	無職	東京 梅子 東 印 京	
		印	

別居している父母等の認定について、他に共同して扶養しているものがある場合、組合員の送金額が、他の扶養しているものの負担額のいずれをも上回っていることが必要となる。

（注）組合員を含む協議者全員が、記入・押印をしてください。